

前回定例会（平成19年3月7日）以降の行政の動き

平成19年4月4日
原子力安全・保安院
原子力安全地域広報官

1. 独立行政法人原子力安全基盤機構による定期検査の一部不備について（3月9日）

独立行政法人原子力安全基盤機構（以下、「機構」）から、標記（既報）に関する事実関係及び再発防止対策等に関する報告があった。根本的な原因として、検査の進捗状況の管理は検査チーム長が当然行っているという暗黙の了解が管理部門にあり、人的過誤により検査対象範囲の見落としが発生した場合に、記録確認漏れという問題に至らないようにするための仕組みが不十分であったとし、機構は、再発防止対策として、適切な管理表の作成による進捗管理、管理部門におけるチェックの仕組みの改善等を図ることとしている。

機構による定期検査に不備が見つかったことは遺憾であり、原子力安全・保安院長から機構理事長に対して、文書により、厳重注意と再発防止の徹底について指示を行った。当省としては、機構における再発防止対策への取組状況について、今後の定期検査の中で確認していき、定期検査の実施に万全を期す所存。

2. 実用発電用原子炉に係る平成18年度第3四半期の定期安全管理審査について（3月12日）

原子力安全・保安院（以下、「当院」）は、標記審査の結果について原子力安全委員会に報告。4件あったうちの1件が柏崎刈羽発電所第3号機の第9回定期検査における定期事業者検査を対象としたもので、審査結果は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に検査を行い得ると判断されるB評定であった。

3. 実用発電用原子炉に係る平成18年度第3四半期の使用前検査及び燃料検査の合格並びに定期検査及び一部使用承認申請に伴う立入検査の結果について（3月12日）

当院は、標記検査の結果について原子力安全委員会に報告。実用発電用原子炉の使用前検査については、10プラント15件あり、そのうち柏崎刈羽発電所関連は2プラント3件あり、何れも合格証が交付された。実用発電用原子炉の燃料体検査については、14件について実施され、そのうち柏崎刈羽発電所関連は1件あり、合格証が交付された。

4. 北陸電力(株)志賀原子力発電所1号機における平成11年の定期検査期間中の事故について（3月15日）

当院は、データ改ざんについての総点検作業中の北陸電力(株)から、平成11年6月に、志賀原子力発電所1号機の原子炉において定期検査期間中に臨界に係る事故が発生していたにもかかわらず、国に報告していなかったとの報告を受けた。甘利経済産業大臣の指示を受け、当院は、北陸電力(株)に対し、①原子炉を早急に停止して、安全対策の総点検を行うこと、②事実関係及び根本的な原因の徹底的な究明を行うこと、③技術的・抜本的な再発防止対策を策定することを指示。

一方で、今回の事故に鑑み、電気事業者等に対し、原子炉停止期間中にこのようなことが決して生じることのないよう、十分に防護対策を講ずるよう、注意喚起を行った。

5. 柏崎刈羽原子力発電所に対する保安検査（平成18年度第4四半期）の終了について（3月16日）

柏崎刈羽原子力発電所に対する平成18年度第4回保安検査を2月19日から3月16日の期間に行った。現時点における事業者の不正を許さない取り組みの状況の確認とともに、データ改ざんに係る報告書の妥当性の確認も含めた検査を実施した。検査においては、保安規定における品質保証計画に基づいた保安活動状況が確認できた。今後は、確認事項を中心に、柏崎刈羽原子力保安検査官事務所で発電所別報告書案を作成し、本院にて保安検査実施状況報告書を取りまとめ、原子力安全委員会に報告を行うこととなる。

6. BWRの現在の試験管理手順の確認結果（3月19日）

当院は、北陸電力(株)の志賀原子力発電所1号機の臨界事故の報告を受け、同様の水圧駆動の制御棒駆動系を有する沸騰水型軽水炉（BWR）の現在の試験管理手順を確認したところ、何れの発電所においても、現在は、弁の操作等に関して、同様の事象が発生しないような試験管理手順が定められていることを確認。当該事象を防止するためには、定めた手順を確実に実行する必要があることから、当院は、BWR型原子炉を有する事業者に対して、定めた手順が確実に実行されるような措置を講じるよう、改めて指示。

7. 平成19年度原子力総合防災訓練について（3月20日）

10月に、日本原燃(株)六ヶ所再処理施設における事故を想定し、原子力災害対策本部等の設置・運営の総合的な防災訓練を実施する。

8. 東京電力（株）における制御棒引き抜き事象に係る調査状況について（3月20日）

当院は、東京電力（株）より、平成5年6月に福島第二原子力発電所3号機において、また平成12年4月に柏崎刈羽原子力発電所1号機において発生した制御棒引き抜き事象について、原子力施設情報公開ライブラリーに登録する予定であるとの連絡を受けた。

9. 東京電力（株）における制御棒引き抜き事象に係る調査状況について（3月22日）

当院は、東京電力（株）より、昭和53年11月に福島第一原子力発電所3号機において、昭和54年2月に同発電所5号機において、昭和55年9月に同発電所2号機において、制御棒が引き抜かれた事象が発生しており、詳細について調査を進めているとの連絡を受けた。

10. 発電設備に係る総点検結果報告書の受理について（3月30日）

各電力会社から、総点検の結果について当省に報告があった。併せて、各電力会社から、全社的な再発防止対策をできるだけ早期に提出する旨の報告があった。

経済産業省（以下、「当省」）としては、提出された全電力会社からの報告内容や今後提出される再発防止対策の内容を精査した上で、その評価と当省としての対応を取りまとめることとしている。

11. 北陸電力（株）志賀原子力発電所1号機における平成11年の臨界事故及び制御棒の想定外の引き抜け事象への対応について（3月30日）

4. で北陸電力（株）に対して行った①～③の指示のうち③再発防止対策の部分を除いて報告があった。当省は、北陸電力（株）からの報告内容の事実関係を確認するため、志賀原子力発電所で臨界事故が起こった際に現場で保守点検を行っていた(株)日立製作所に対して、原子炉等規制法及び電気事業法に基づき、当該事故の事実関係等について報告するよう指示。また、北陸電力（株）の臨界事故に関連してその他の同様の制御棒の引き抜け事象が明らかとなったことを受け、それらの事象に関連する保守点検を実施していた(株)東芝に対しても、それらの事実関係等について報告するよう協力を要請。

当省としては、提出された報告の内容を精査するとともに、(株)日立製作所と(株)東芝から提出される報告の内容及び北陸電力（株）から提出される抜本的な再発防止対策の内容も踏まえ、当省としての評価と対応を取りまとめる。

以 上